

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成26年12月5日 午前 9時30分 開会 午前10時53分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長
4 傍聴議員	高橋富美子議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	栗原副町長、 仲手川産業環境部長、押野環境美化センター所長 露木環境美化センター技幹兼環境係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例（案） について (2) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(案)について
条例素案のパブリックコメントに対する議会の考え方について、事務局から説明があった。

3番の目的で、「省エネや再エネの推進」と「災害に強く安全安心な地域づくり」とは全く次元の違うテーマで、災害に強くは危機管理の問題ではないのかは、「環境保全と環境への負荷の少ない安全で安心な環境型地域社会の持続可能な発展に寄与することにあります。その方法の一つとして省エネルギーを推進し、再生可能エネルギー利用を推進することにより、災害時におけるエネルギーの供給途絶リスクをできるだけ低減化した地域社会の構築を目指すという考え方です。」と回答とする。

11番の内容は、「町民の方からのご意見等は、大磯町自治基本条例に基づくパブリックコメントの手続きにより聞いておりますが、議会としても周知方法等について工夫する余地があると考えます。また、本条例の目的は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が協働して省エネルギーを推進し、再生エネルギー利用を推進することにありますので、条例第4条に規定する町の役割の実施については、条例第9条に規定する委任に基づき、今後、町長(所管課)が予算を計上していくことになります。」に変更した。

17番の内容は、「本条例第9条の委任規定に基づき、町長(所管課)がガイドライン等を制定する中で、ご提案の先進国の施策等も参考として制定するよう働きかけてまいります。」に変更した。

18番の内容は、「本条例は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が協働して省エネルギー及び再生可能エネルギー利用を促進することを役割として定めており、町の役割として町民、事業者への学習機会の提供を定めています。この規定に基づき学習機会の拡充を図るとともに、国の補助金制度の活用や情報の提供に努めるよう働きかけてまいります。」に変更した。

29番の内容は、「省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー利用の推進については、システム構築に係るイニシャルコストの削減が大きなポイントとなると考えています。町としてもエネルギー政策を推進するために、国等におけるエネルギー政策を注視した中で、政策を進めていくよう働きかけてまいります。」に変更した。

条例の名称は、「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例」とする。基本理念第3条第3項で、「地域に根ざした事業主体によって」に変更した。

それに伴い。説明欄「相互に協力して」を「再生可能エネルギー事業を施行する際には、町、町民、事業者、エネルギー事業者間で、事業規模や影響などについて共通認識を得ることにより、信頼と相互協力の関係を築いていくことが大切です。」に変更した。

第4条説明欄、「運用規定(ガイドライン)等」を「規則、運用規定(ガイドライン)等」に変更した。

第7条第2項で、パブコメでは事業者の役割を具体化した方がいいとのことであったが、このままにした。説明欄では、「また、町民、事業者及び町に対して、再生可能エ

エネルギーの利用の推進に関する事業の情報を提供して説明することにより、基本理念に基づく信頼と相互協力の関係の構築に努めるものとします。」に変更した。

附則の説明では、「この条例の施行期日を定めるもので、平成 27 年 4 月 1 日から施行とします。」に変更した。

12 月 9 日議案上程なので、その前に公表をする。

「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例（案）について」の議案及び議案説明資料の朗読を行い、確認をした。

細かい訂正は、委員長に一任され、事務局と相談し対応する。

条例素案の説明文については、議案の説明資料として添付する。

◎主な質疑

意見．パブコメの 29 番で、「町としても」を「町に対して」に変えた方がいい。

町．パブコメの 27 番、28 番、29 番に「ガイドライン」の前に「規則」が残っているので、「ガイドライン等」に統一したい。

問．4 条の説明欄で、規則が入っているので、規則を生かした形で統一したほうがいいのではないか。

答．説明については、規則を入れて統一していく。

問．議案の朗読は事務局か。

答．事務局長が朗読するが、議案の本文は朗読しない。内容については、提出者の委員長が趣旨説明をする。

意見．説明資料の制定内容で、「先人から受け継がれた多くの歴史・文化」を「先人から受け継いだ」の方がわかりやすい。

問．議会報告会で説明した口述文があるので、それに変更したいが。

答．町民にわかり易いので、間違いの部分は直して作成する。

問．エネルギー事業者に対しての規制に、暴力団排除が入ってなくて大丈夫か。

答．理念条例と実務的な手続条例で違い、理念条例では謳わなくても、包括的に対応できるという考えである。

問．町の役割は、ポイントだけでいいのではないか。

町．来年度予算では、広報紙などで周知を行っていく。

問．条例の 4 月 1 日施行と、ガイドライン作成のタイミングはどうか。

町．今年度は体系と足掛かりになるような部分を考える。4 月以降は組織体制の強化等を含めた中で、整備等に入っていく。

問．環境審議会や町民参加で、ガイドラインを作成していただきたいが。

答．環境審議会は第 4 四半期で行い、意見を踏まえて作成していく。

意見．説明資料 2 ページ前文の条例の理念を説明している部分で、「町、町民、事業者が協働して」を、「町、町民、事業者及びエネルギー事業者が協働して」に変更したい。条例の説明文入の資料で、前文の説明にも「及びエネルギー事業者が協働

して」に変更したい。

(2) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。

.